



## 「相手の方が悪いから、私は**過失**がない。」は**間違い!**?

自動車事故において、よく『**過失**』という言葉聞きませんか?  
 本当に**過失がない事故**(=無過失事故の特則)は、**次の場合のみ**です。

### 〈無過失事故の特則〉

次のいずれかの条件( A ~ D )に該当する場合など、一定の条件を満たすときは、  
 損保ジャパンと締結する**次契約の等級および事故有係数適用期間**を決定するうえで、  
**その事故がなかったものとして取り扱う特則**です。

**A** 相手自動車の、  
**「追突」・「センターラインオーバー」・「赤信号無視」・「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」**  
 による事故に該当し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパンが判断した場合



- B** 相手自動車との衝突・接触事故の発生に関して、  
**ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合**
- C** ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどに起因する他物との衝突・接触事故が発生し、  
**かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合**
- D** **自動運転中に偶然な事故※が発生した場合**  
※道路運送車両法第41条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、契約自動車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間を除きます。

**ご注意** 1. A、Bについては、次の条件をいずれも満たす事故に限ります。  
 ・「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故。 ・車両保険金のみをお支払いする事故。なお、車両積載物特約の保険金をお支払いする場合は除きます。  
 2. C、Dについては、ご契約の自動車の火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたずら、物の飛来・落下などの事故により、ご契約の自動車に損害が生じ、車両保険金のみをお支払いする場合は、この特則の対象外です。

このチラシは「THE クルマの保険(個人用自動車保険)」、SGP(一般自動車保険)の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

〈引受保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 静岡支店東部第二支社  
 〒410-0801 沼津市大手町5-6-7マズスルガビル6階  
 TEL: 055-962-4517  
 【受付時間】 平日:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

保険についての「困った」「教えて欲しい」、お気軽にご相談ください。

お急ぎの時はお電話が便利です。

**お電話 055-980-5225**  
 受付:午前9時～午後6時(平日)

**LINE**  
 公式LINEアカウント  
 ID検索 [ @yzt4575r ]

**メール**  
 問い合わせフォーム  
 info@s-in-agency.co.jp